

農林水産統計業務に関する行政評価・監視の勧告に伴う改善措置状況（その後）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期：平成 11 年 12 月～13 年 9 月
- 2 調査対象機関：農林水産省、内閣府（沖縄総合事務局）都道府県（25）、市町村、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成 13 年 9 月 11 日、農林水産省及び内閣府に対し勧告

【回答年月日】 農林水産省 平成 14 年 6 月 19 日
内閣府 平成 14 年 7 月 12 日

【その後の改善措置状況回答年月日】 農林水産省 平成 15 年 12 月 17 日
内閣府 平成 15 年 12 月 19 日

【行政評価・監視の背景事情等】

農林水産省の統計関係の組織

本省統計情報部（5 課）地方農政局（7 統計情報部）統計情報事務所（42 か所）出張所（281 か所）等から成り、職員数は、平成 13 年度末現在で約 5,900 人と、国の統計関係職員の約 3 分の 2

既存統計調査の必要性、調査内容の見直し、統廃合を含む調査の簡素化等が提言

- ・ 「統計行政の新中・長期構想」（平成 7 年 3 月 10 日統計審議会答申）
報告者負担の軽減を図るとともに、既存統計調査の必要性、調査内容について見直しを行い、統廃合を含む調査の簡素化に積極的に取り組む必要があること 等
- ・ 「行政コスト削減に関する取組方針」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）
統計調査を始めとする各種調査等に関する業務については、客体数及び調査事項の見直し、各調査のデータの共有化等による調査事項等の重複是正、類似調査の一元化や同時実施等の調査の全体的見直しを行い、経費の削減を図ること

主 な 勧 告 事 項	関 係 府 省 が 講 じ た 改 善 措 置 状 況
<p>1 統計調査の合理化、効率化</p> <p>(1) 農林水産施策の改革、生産構造の変化等に対応した統計調査の廃止、見直し (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>農林水産施策の改革、生産構造の変化等に的確に対応して、個別の統計調査の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>農林水産省では68本の統計調査を実施。このうち43本を大臣官房統計情報部が実施(平成12年度末現在)</p> </div> <p>農林水産施策の改革に対応した統計調査の廃止、見直し(3統計調査)</p> <p>[例] 農林家経営動向調査(平成9年度から毎年実施)</p> <p>[目的: 中山間地域等の農業の生産条件に関する不利を補正するための支援施策等の検討に資すること]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料・農業・農村基本法(平成11年7月16日法律第106号)が成立し、所要の支援施策(中山間地域等直接支払交付金制度等)が創設、実施 <p>農林水産業における生産構造の変化等に対応した統計調査の廃止、見直し(4統計調査)</p> <p>[例] 養蚕収繭量統計調査[毎年、収繭量(収穫された生繭の重量)、養蚕農家数等を調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収繭量: 24,925トン(平成2年) 1,496トン(11年。2年の6パーセント) ・ 養蚕農家数: 52,000戸(平成2年) 4,000戸(11年。2年の8パーセント) ・ 養蚕に対する行政の関与: 生糸の安定価格帯制度が廃止され 	<div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> [:「回答」時に確認した改善措置状況 :「その後の回答」時に確認した改善措置状況] </div> <p>農林水産統計について、農林水産施策の改革、生産構造の変化等に対応する観点から見直しを行い、個別の統計調査について、次のような改善を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産施策の改革に対応した統計調査の廃止、見直しを行ったもの <ul style="list-style-type: none">) 廃止したもの <ul style="list-style-type: none"> 農林家経営動向調査、作物統計調査のうちたね収穫量調査) 統計調査の体系を見直したもの <ul style="list-style-type: none"> 農林水産業新規就業者等調査 農林水産業における生産構造の変化等に対応した統計調査の廃止、見直しを行ったもの <ul style="list-style-type: none">) 廃止したもの <ul style="list-style-type: none"> 蚕収繭量統計調査のうち予想収繭量調査、被害定期調査、被害応急調査及び減収調査。種苗生産統計調査) 調査客体数を削減したもの <ul style="list-style-type: none"> 製材統計調査基礎調査(小規模階層の抽出率 1/2 1/3)、内水面漁業生産統計調査(原則、年間漁獲量100トン以上の河川・湖沼に限定)) 統計調査の体系を見直したもの <ul style="list-style-type: none"> 青果物出荷統計調査、工芸農作物調査、花き生産出荷量統計調査、畑作物減収調査、果樹共済基準筆調査及び野菜生産統計調査を作物統計調査に統合

主 な 勧 告 事 項	関 係 府 省 が 講 じ た 改 善 措 置 状 況
<p style="text-align: center;">るなど大幅に縮小</p> <p>(2) 統計調査の実施方法の合理化、効率化 (勧 告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>調査員調査又は郵送調査を積極的に活用するなど調査方法を抜本的に見直すこと。</p> </div> <p>(説 明)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査方法 <ul style="list-style-type: none"> 職員調査：職員が直接調査対象を訪問 調査員調査：臨時的に雇用する調査員が調査対象を訪問 郵送調査：調査票の配布及び回収を郵送 ・ 農林水産省大臣官房統計情報部が実施する 42 統計調査（平成 11 年度末現在）のうち 38 統計調査は職員調査。他府省はほとんどが調査員調査又は郵送調査 </div> <p>郵送調査とすることが可能と考えられるもの(5 統計調査) [例] 農業生産環境調査 [市町村及び農業改良普及センターを対象に、調査票を郵送し、職員が調査客体を訪問して回収]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送で回収することが可能 <ul style="list-style-type: none"> 調査内容が平易、回答方法は選択式、調査客体は地方公共団体であり回収確実 <p>調査員調査とすることが可能と考えられるもの(4 統計調査) [例] 加工食品流通動態調査 [食品製造業等の企業・事業所を対象に、総販売額、品目別販売額等を調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品産業の事情に詳しい者であれば、調査内容を説明し、協力を求めることは可能 	<p>農林水産統計について、統計調査の実施方法の合理化、効率化を図る観点から見直しを行い、個別の統計調査について、次のような改善を実施</p> <p style="padding-left: 20px;">職員調査又は調査員調査を郵送調査に変更したもの</p> <p style="padding-left: 20px;">農業生産環境調査、食品産業動向調査、青果物卸売市場調査(一部)、花き卸売市場調査(一部)、水産物流通調査のうち消費地月別品目の調査(一部)</p> <p style="padding-left: 20px;">内水面漁業生産統計調査(一部)、畜産統計調査のうち乳用牛及び肉用牛調査(一部)</p> <p style="padding-left: 20px;">職員調査を調査員調査に変更したもの</p> <p style="padding-left: 20px;">木材流通調査のうち木材流通構造調査、牛乳乳製品統計調査のうち基礎調査(一部)</p> <p>[勧告で指摘した加工食品流通動態調査及び生鮮食品流通動態調査は、平成 14 年度に廃止を決定]</p>

主 な 勧 告 事 項	関 係 府 省 が 講 じ た 改 善 措 置 状 況
<p>2 情報収集等業務の合理化、効率化 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>本省企画業務のうち、中央卸売市場に職員を常駐させて行っている業務(「生鮮食料品のマーケット・レポート(卸売市場情報)」)については、必要性を含めその在り方を抜本的に見直すこと。</p> <p>地方農政局(統計情報部)の地方企画業務のうち、イベントの開催や朝市・産地直売所の所在地案内等に関する業務については廃止すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>統計情報組織では、統計調査のほか情報の収集・分析業務を実施</p> </div> <p>生鮮食料品のマーケット・レポート(本省企画) [東京(大田及び築地市場)、大阪(本場及び東部市場)の4中央卸売市場(青果物)における取引概況や今後の動向(入荷量及び価格の見通し)等に関する情報を収集、取りまとめ、日々提供。東京及び大阪の3中央卸売市場に計17人が常駐]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似の情報は、新聞、卸売会社においても提供 <p>「イベント情報」、「朝市・産地直売所の所在地案内」等の情報の収集・提供(7地方農政局(統計情報部)中4局で企画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このような情報は、都道府県、市町村、関係団体等もホームページや広報紙等で提供 <p>3 地方統計情報組織の合理化等 (1) 出張所の統廃合の推進 (勧告)</p>	<p>「生鮮食料品のマーケット・レポート(卸売市場情報)」の作成業務については、次のような改善措置を講じたところ</p> <ul style="list-style-type: none">) 情報収集内容について、平成14年1月から、指定野菜(キャベツ、はくさい、ねぎ等14品目)に関する取引概況等の政策部局のニーズに重点を置いたものに絞り込んで実施) 平成13年12月末をもって、大阪市東部市場に係るマーケット・レポート作成業務を廃止) 平成15年3月末をもって、東京築地市場に係るマーケット・レポート作成業務及び職員の常駐(6人)を廃止 <p>イベントの開催や朝市・産地直売所の所在地案内等に関する情報収集・提供業務については、平成13年度から廃止</p>

主 な 勧 告 事 項	関 係 府 省 が 講 じ た 改 善 措 置 状 況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所の職員数 / 当該事務所の総務課職員数 : 10 人から 18 人と較差 ・ 「農業経営統計調査」の調査対象農家数 / 事務所の担当職員数 : 19 戸から 96 戸と較差 <p>業務の合理化、効率化等に対応した要員配置の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既述の統計調査の廃止及び見直し、統計調査の調査方法の合理化及び効率化、情報収集等業務の合理化及び効率化、地方農政局（統計情報部）の業務の在り方の見直し並びに出張所の統廃合に併せて、地方統計情報組織における要員配置を見直すことが必要 	<p>）統計業務及び情報業務の合理化・効率化を図るほか、地方統計情報組織では、平成 14 年度で 70 人、15 年度で 82 人の定員削減（農林水産省 : 14 年度で 68 人、15 年度で 79 人、内閣府（沖縄総合事務局） : 14 年度で 2 人、15 年度で 3 人）を実施するとともに、15 年 7 月の再編・整備において、旧統計情報事務所の要員（16 人）を地方農政局等に、地方農政局旧統計情報部の要員（46 人）を総務部に配置換えするなど、要員配置の合理化を実施</p>